

第 4825 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 10月 2日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事前届出給与どおりでない給与の支給

Q：当社では、役員に対する賞与を事前届出しています。夏の賞与は届出どおりの支給をしましたが、冬の賞与は業績が悪く届出どおり支給できないのではと思っています。この場合、事前届出給与はどのように取り扱われますか？

A：冬の賞与だけでなく、夏の賞与も事前届出給与に該当しないものとして取り扱われるものと思われます。

【解説】

お尋ねの内容と同様の裁判がありました。裁判所は、事前に届出た給与の額より実際に支給された額が少ない場合には、所得金額が多くなり、弊害が生じないようにもみえるが、事前届出どおり支給されていないことにほかならず、要件を満たしていない。また、このようなことが認められるとなると、届出の額を高額にして枠取りをした上で支給額を減額して損金の額を調整することも出来てしまうことになる。したうえで、役員給与が事前に届出たとおりに支給されたかどうかは、職務執行期間の全期間を一個の単位として判断すべきで、一回でも事前届出どおりに支給されなかったものがあるときは、役員給与の支給は全体として事前届出どおりにされなかったこととなるとして、夏冬どちらの賞与も事前届出給与に該当しないと判断しました。

